

東京都の総量削減義務と排出量取引制度の動向について（第2計画期間）

宮木 聡 Satoshi Miyaki

CSR・環境本部 CSR企画部

主任コンサルタント

はじめに

地球温暖化防止に向けた取り組みが世界的に進められ、温暖化防止の手段の1つとして排出量取引制度が注目されている。東京都では、国内で初めての「温室効果ガス排出量総量削減義務と排出量取引（キャップ・アンド・トレード）制度」（以下、本制度）を2010年度から運用している。本制度では、事業所単位での燃料・熱・電気等のエネルギー使用量が原油換算にて1,500キロリットル以上を3か年連続して排出した大規模事業所に対して、温室効果ガスの総量削減義務を課すとともに排出量取引による削減量調達も可能としている。

温室効果ガスの総量削減義務とは、過去の排出量を基準（基準排出量¹）として、計画期間（第1計画期間および第2計画期間）における排出量の上限を設けて、温室効果ガスの総量排出の削減を行うものである。東京都では、計画期間のうち、第1計画期間（2010-2014年度）は、「大幅な削減に向けた転換始動期」と位置付け、8%または6%の削減義務を、第2計画期間（2015-2019年度）は、「より大幅なCO2削減を定着・展開する期間」と位置付け、暫定的に17%または15%の削減義務を大規模事業所に課している。

現在、2010年4月から第1計画期間の運用が開始されて4年が経過しようとしており、第2計画期間の開始まで残すところ1年あまりとなった。東京都では、これまでの地球温暖化対策計画書制度²で得られた知見のほか、専門的な検討³を行い、さらに2013年3月に実施されたパブリックコメントを踏まえ、第2計画期間の削減率および主な適用事項を2013年4月に決定した。

本稿では、東京都における温室効果ガス排出削減の取り組みの変遷に触れ、その最新の取り組みである本制度の第2計画期間から新たに適用される事項のうち、履行手段、削減義務率、排出係数・基準排出量の見

¹ 基準排出量とは、削減義務量を算定するベースとなる排出量。削減義務の対象となる燃料・熱・電気の使用に伴って排出されるCO₂（特定温室効果ガス）にもとづき、2002-2007年度のいずれか連続する3か年度の平均値で算定する。

² 2002年4月に東京都により導入された制度。大規模事業所等を対象に温室効果ガスの排出量の算定・報告、目標設定等を求めている。

³ 環境確保条例では、削減義務率は、削減計画期間ごとに専門的知識を有する者の意見を聴いて定めることと規定されている。第1計画期間と同様に第2計画期間でも検討会において専門家から意見を収集している。2013年1-4月にかけて実施された検討会の議事録、および委員会名簿は公開されている。

東京都環境局。「総量削減義務と排出量取引制度」に関する第2計画期間の削減義務等の検討について“東京都。
http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/cap_and_trade/2nd_overview/implementation_study_2.html（アクセス日:2014-1-28）

直し、低炭素電力の扱いについて主な内容を概説する。

1. 東京都における温室効果ガス排出削減の取り組みの変遷

東京都では、2000年12月に「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下、東京都環境確保条例）」を公布した。その条例をもとに2002年4月には、温室効果ガスの削減に向けて各事業所の自主的な取り組みを促す「地球温暖化対策計画書制度」を開始した。この結果、2006年度の排出量は2000年度比でマイナス3.5%となったが、事業所での間で取り組みのバラツキが大きいこと、また、標準的な取り組みレベルの事業所⁴が80%を占めたことから、さらなる温室効果ガスを削減するための制度強化の必要性が検討された。

東京都では、2008年3月に策定した「環境基本計画⁵」および2006年12月に策定した「10年後の東京⁶」において、「2020年までに、東京都の温室効果ガス排出量を2000年比で25%削減する」との目標を掲げた。この目標は、①危険な気候変動による影響を回避するためには、2050年の世界全体の温室効果ガス排出量を少なくとも半減する必要があること、②膨大なエネルギーを消費し、便利で豊かな生活を実現した先進国の大都市こそが、大幅なCO₂削減を可能とする低炭素型の持続可能な社会への移行を先導しなければならないこと、③先進国の大都市が、こうした都市モデルを実現してこそ、急成長を続けるアジアなどの途上国の都市に対しても、目指すべき都市の姿を実践的に示すことができること、という認識に立つものである。

その結果、2008年6月に東京都環境確保条例が改正され、東京都は、2010年度より大規模事業所に対して排出量の削減義務を課すとともに、本制度を開始した。2011年の東日本大震災後は、原子力発電所の停止による火力発電への依存度が高まり、温室効果ガスの増加が想定されるが、2013年1月に策定した『「2020年の東京⁷」へのアクションプログラム2013』においても、プログラムのひとつとして、「2020年までに2000年比25%のCO₂排出削減を目標にカーボンマイナス政策を東京で展開」していくことを継続して掲げている。

2. 総量削減義務と排出量取引制度 第2計画期間から適用される事項

本章では、温室効果ガス排出量総量削減義務と排出量取引制度の第2計画期間から新たに適用される事項のうち、履行手段、削減義務率、排出係数・基準排出量の見直し、低炭素電力の扱いの主な内容を概説する。

2.1. 履行手段について

図1に示すように、削減義務履行の手段としては、第2計画期間において事業所が「1. 自らの削減」によるもののほかに、「2. 排出量取引」として、①超過削減量、②都内中小クレジット、③再エネクレジット、④都外クレジット、⑤埼玉連携クレジット⁸がある。また、「3. 第1計画期間からのバンキング量」として、第1計画期間で得られた超過削減量やクレジット（CO₂排出量の削減計画を立案・実行し、得られた削減量

⁴ 標準的な取り組みレベルの事業所とは、計画した目標対策の削減率が6%以上かつ実施した目標対策の削減率が3%に満たないが、総量削減の達成または、実施した目標対策の削減率が1%以上の事業所を示す。

⁵ 東京都環境局. “新たな「東京と環境基本計画」の策定について” 東京都.

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/KEIKAKU/2008/03/70i3v200.htm> (アクセス日:2014-3-19)

⁶ 2011年12月22日に「2020年の東京」に移行。東京都環境局. “2010年の東京” 東京都.

http://www.chijihon.metro.tokyo.jp/tokyo_of_2020/index.html (アクセス日:2014-3-19)

⁷ 同上。

⁸ 埼玉県は、2009年2月に策定した埼玉県地球温暖化対策実行計画において、2020年における埼玉県の温室効果ガス排出量を2005年度比25%削減するという目標を掲げている。削減目標達成のための施策として、2011年4月より「目標設定型排出量取引制度」を開始した。埼玉県のクレジットは、超過削減量、県内中小クレジット、再エネクレジット、県外クレジット、森林吸収クレジットがある。埼玉県連携クレジットにより東京都と埼玉県における相互のクレジット取引を可能としている。

を算定・結果報告した上で、クレジット化)を、第2計画期間の削減義務にも利用可能としている。

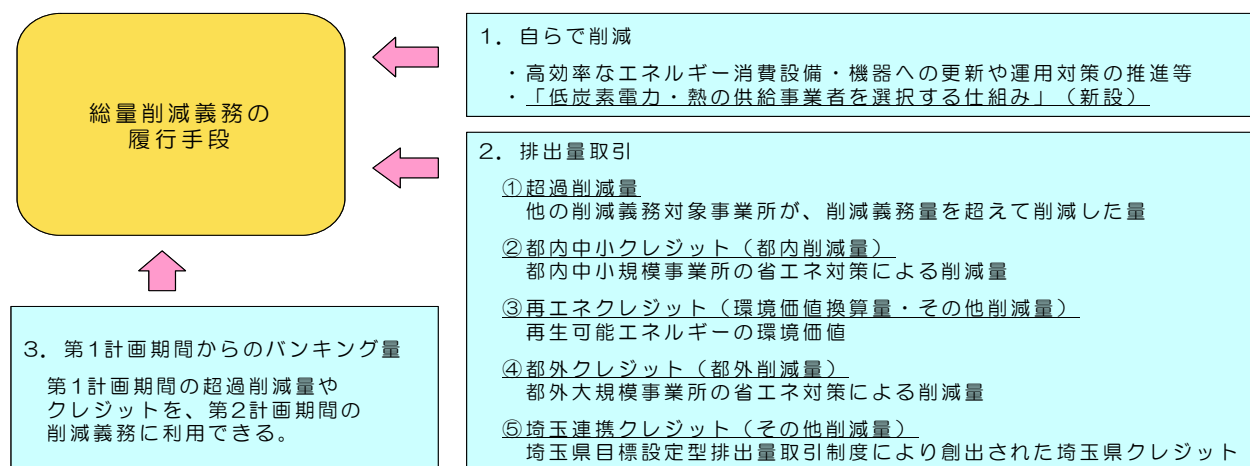


図 1 削減達成のための履行手段⁹

2.2. 削減義務率について

2.2.1. 区分ごとの削減率

東京都は、2009年に第1計画期間の削減義務率(8%または6%)を公表した。その際、事業所が長期的な投資計画を策定しやすくするため、2015年度から始まる第2計画期間の見込みの削減義務率(17%または15%)も公表した(表1、図2)。この削減率(17%または15%)は、2020年までに2000年比25%削減するために必要な業務産業部門の削減率(17%)を想定して設定されたものである。

今回、第2計画期間の削減率が決定されたが、2009年に東京都が公表した原案通りとなっている。

削減義務率が2009年の原案通りとなった背景について、以下に東京都の公表資料をもとに整理する。

表 1 区分ごとの削減義務率¹⁰

区分	対象となる建物等	基準排出量*比	
		第1計画期間 2010-2014年度	第2計画期間 2015-2019年度
I-1	オフィスビル等と地域冷暖房施設 (区分I-2に該当するものを除く)	8%	17%
I-2	オフィスビル等のうち、地域冷暖房施設を多く利用している事業所	6%	15%
II	区分I-1、I-2以外の事業所 (工場等)	6%	15%

* 原則 2002-2007年度のいずれか連続する3か年度平均値

⁹ 東京都環境局。“総量削減義務の履行手段” 東京都。

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/attachement/3%281%29_2term_documents.pdf (アクセス日:2014-3-19) をもとに、当社作成。

¹⁰ 同上。

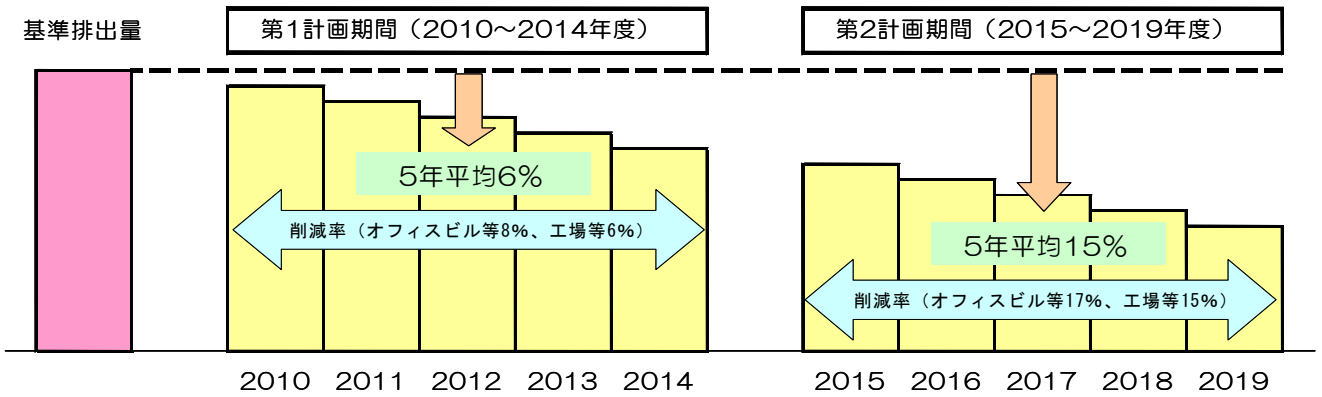


図2 第1計画期間と第2計画期間の削減義務率¹¹

(1) 削減状況について

第1計画期間における、2010年度および2011年度の削減実績として、全事業所の削減率の平均値と、削減義務率を達成した事業所数の割合を示す(図3、図4)。2010年度は、基準排出量比で平均13%削減(事業所数としては64%が目標を達成)、2011年度は平均23%削減(事業所数としては93%が目標を達成)しているように、平均削減量および削減目標を達成した事業所は増加してきている。

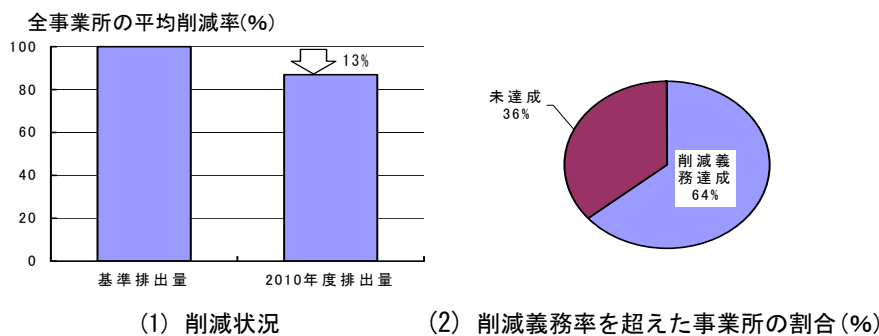


図3 2010年度の削減実績¹²

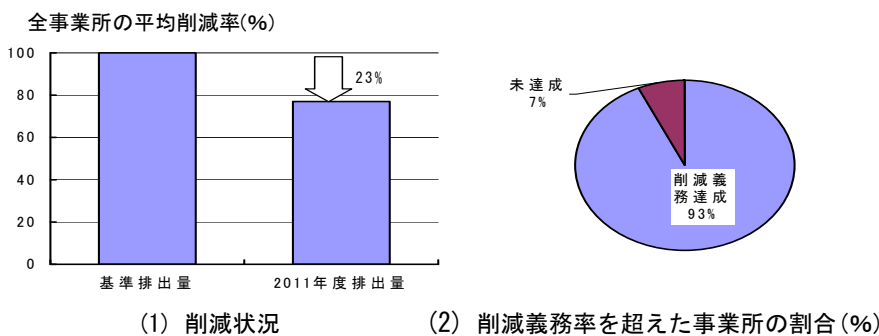


図4 2011年度の削減実績¹³

(2) 削減履行の見通しについて

図5は、第2計画期間での削減達成の見込み状況を示したものである。2011年度の実績から、70%の事業所が第2計画期間の削減義務率(17%または15%)を達成している。さらに、事業所が計画書に掲載した対

¹¹ 東京都環境局. “削減義務率” 東京都.

“http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/attachement/3%282%29_2term_documents_131219.pdf (アクセス日:2014-3-19) をもとに、当社作成。

¹² 当社作成。

¹³ 当社作成。

策の実施効果により、第2計画期間終了時での達成見込みは80%に達する。これに加えて、追加対策（更新時期を迎えた熱源・照明設備機器などの高効率な設備などへの更新等）での実施や、第2計画期間で採用する低炭素電力等の選択により90%の事業所で削減達成が見込まれる。そして、排出量取引を活用すれば、全ての事業所で削減達成できると説明している¹⁴。

このように、本制度では、全事業所にて削減義務を履行するためには、設備更新等の追加対策だけでなく、後述（P.8）の低炭素電力（CO₂ 排出係数が 0.41 tCO₂/千 kWh 以下、かつ、再生可能エネルギー（太陽光、風力、地熱、水力（3万kW未満）、バイオマス（バイオマス比率95%以上（黒液除く））の導入率10%以上、又は低炭素火力（天然ガスコンバインドサイクル等）導入率40%以上を低炭素電力としている。¹⁵）の選択、排出量取引等の選択による事業者の支出負担を余儀なくされていることが読み取れる。

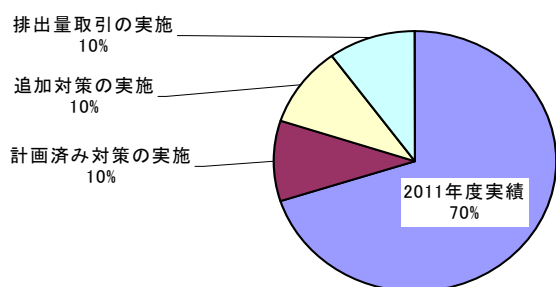


図5 第2計画期間での削減達成の見込み（削減達成事業所の割合）¹⁶

図3と図4で示した平均削減率は、各事業所の削減率を単純平均した値である。削減義務をより確実に達成するためには、削減義務の状況をより詳細に把握する必要がある。例えば、全事業所における、基準排出量の全合計値、削減量の全合計値、事業所の超過削減量（余剰クレジット）、削減率を達成していない事業所の不足している排出量を示すことで、今後の削減履行の見通しが明らかになるとともに、事業所が削減履行に向けた取り組みを選択（設備更新等の自ら削減するかクレジットを購入するかなど）する際の参考になると考える。

また、本制度では、削減率を区分（I-1、I-2、II）ごとに8%または6%の2種類を設定したが、設定した削減率の妥当性を明らかにするために、区分ごとに削減状況を把握する必要がある。

2.2.2. 削減義務率に特別な配慮がなされる事業所

第2計画期間は、「より大幅な削減を定着・展開する第2計画期間」と定義されている。ただし、(1) 中小企業等の所有する事業所、(2) 電気事業法第27条の使用制限の緩和対象事業所、(3) 第2計画期間から新たに削減義務対象となる事業所に対しては、第2計画期間に限り特別な配慮がなされる。

(1) 中小企業等の所有する事業所

第2計画期間では、中小企業等¹⁷の所有が1/2の大規模事業所は、削減義務の対象外となる。「中小企業の所有が1/2」とは、所有部分の「エネルギー使用量」が1/2以上であることを示す。ただし、「エネルギー使

¹⁴ 東京都環境局. “第2計画期間の削減義務率の考え方” 東京都.

“http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/attachement/reference_2_20130408.pdf (アクセス日:2014-3-19)

¹⁵ 東京都環境局 “「低炭素電力の選択の仕組み」の導入” 東京都

“[http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate//large_scale/attachement/3\(4\)_2term_documents.pdf](http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate//large_scale/attachement/3(4)_2term_documents.pdf) (アクセス日:2014-3-19)

¹⁶ 当社作成。

¹⁷ 中小企業等とは、中小企業基本法に定める中小企業者（大企業が1/2以上出資などの場合を除く）、中小企業等共同組合法に定める事業協同組合等を示す。

用量」が把握できない場合は、「建物の所有割合」が1/2以上であることを示す¹⁸。

中小企業等の所有する事業所が、削減義務対象外となった理由については公表されていない。中小企業等が削減義務対象外となったことにより、当初の想定した削減量が減少することが予想される。その削減量は中小企業等の所有する大規模事業所数の公表と同時に判明する見込みである。

(2) 電気事業法第27条の使用制限の緩和対象事業所

電気事業法第27条の使用制限とは、供給される電力が使用量よりも不足する恐れがある場合に、電気事業法27条にもとづいて経済産業大臣が発動する電力の使用制限措置のことである。

2011年夏季（7月1日から9月9日までの土日祝日を除く50日間）では、9時から22時の間の使用最大電力（ピーク）を、前年度比15%削減を目標とした使用制限が発動された。ただし、人の生命・身体の安全確保に不可欠な医療施設、社会福祉施設等に対しては、削減率15%が、0%（削減義務なし）または5%に緩和された。

この緩和措置（削減率0%または5%）の対象となった施設・設備等の事業所は、第2計画期間に限り、削減義務率17%または15%に対して、4%または2%緩和した。この結果、例えば削減率17%とされた医療施設は、削減率が4%緩和され13%となる。緩和措置の対象となる事業所を、用途ごとに削減率をまとめると表2のようになる。

この緩和措置は、当初「人の生命・身体の安全確保に不可欠な医療施設」のみに限定されていたが、電気事業法第27条の使用制限で制限緩和の対象事業者は「人の生命・安全確保に不可欠な需要設備」または「安定的な経済活動・社会活動に不可欠な需要設備」と位置づけられ削減義務率が緩和される。これは、2013年3月に東京都により実施されたパブリックコメントを配慮した内容となっている。

同様にデータセンターについても、元々サーバーの集約化が全体の温室効果ガス削減に寄与している取り組みであることを認め、本制度では第2計画期間に限り削減義務率の緩和が規定された。これも2013年3月に実施されたパブリックコメントからの意見が配慮された結果である。

表2 緩和措置の対象となる施設・設備等¹⁹

電気事業法第27条の使用制限の緩和対象事業所（2011年夏季）		第2計画期間の削減率（2015-2019年度）	
項目または詳細説明（抜粋）	削減率	削減率の緩和率	削減率
医療施設、医薬品製造販売業等、社会福祉施設等、病院と医学、歯学等の学部や研究所等が主要な施設として一体として立地するもの	15→0%	▲4%	17→13%、15→11%
情報処理システム、クリーンルーム等	15→0%	▲4%	17→13%、15→11%
	15→5%	▲2%	17→15%、15→13%
上下水施設（都施設を除く）、産業廃棄物処理施設	15→5%	▲2%	17→15%、15→13%
一定の冷蔵室を有する食料・飲料卸売業、定温冷蔵倉庫等、中央・地方卸売市場（都施設を除く）、航空保安施設、空港ターミナルビル等	15→5%	▲2%	17→15%、15→13%

¹⁸ 東京都環境局. “削減義務率” 東京都.

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/attachement/3%282%29_2term_documents_131219.pdf

（アクセス日:2014-3-19）

¹⁹ 同上。

(3) 第2計画期間から新たに削減義務対象となる事業所

本制度では、第1計画期間（2010-2014年度）では、「大幅な削減に向けた転換始動期」と位置付けた削減義務（8%または6%）を課し、次のステップとして、第2計画期間（2015-19年度）では、「より大幅なCO2削減を定着・展開する期間」と位置付けた削減義務（17%または15%）を、第1計画期間から削減対象となる事業所に課している。

第2計画期間から新たに削減義務の対象となる事業所には、最初から17%または15%の削減義務を課すのではなく、8%または6%の削減率を課すことにより、第1計画期間から削減義務の対象となる事業所の削減義務の履行ステップと同じ扱いにされている。

2.3. 基準排出量の見直しについて

本制度では、第2計画期間での基準排出量について、第1計画期間で決定（計算）した値を使用するのではなく、再計算が必要であるとしている。具体的には、第1計画期間で決定した基準排出量について、対象基準年度（3年度分）やその年度ごとのエネルギー使用量はそのままにして、燃料、熱および電気のそれぞれの排出係数のみを変更して計算する。

例えば、基準排出量を2002-2004年度の平均とした場合の、第1計画期間と第2計画期間の基準排出量の計算方法を示すと表3となる。

表3 基準排出量の見直し（第1計画期間と第2計画期間の基準排出量の計算方法と計算例）²⁰

<ul style="list-style-type: none"> 基準排出量（第1計画期間）＝2002-2004年度のCO2排出量の平均値（例えば10,000tCO2） 2002年度のCO2排出量＝Σ（2002年度エネルギー使用量〔燃料・熱・電気〕×第1計画期間の排出係数〔燃料・熱・電気〕） 2003年度のCO2排出量＝Σ（2003年度エネルギー使用量〔燃料・熱・電気〕×第1計画期間の排出係数〔燃料・熱・電気〕） 2004年度のCO2排出量＝Σ（2004年度エネルギー使用量〔燃料・熱・電気〕×第1計画期間の排出係数〔燃料・熱・電気〕）
<ul style="list-style-type: none"> 基準排出量（第2計画期間）＝2002-2004年度のCO2排出量の平均値（例えば12,000tCO2） 2002年度のCO2排出量＝Σ（2002年度エネルギー使用量〔燃料・熱・電気〕×第2計画期間の排出係数〔燃料・熱・電気〕） 2003年度のCO2排出量＝Σ（2003年度エネルギー使用量〔燃料・熱・電気〕×第2計画期間の排出係数〔燃料・熱・電気〕） 2004年度のCO2排出量＝Σ（2004年度エネルギー使用量〔燃料・熱・電気〕×第2計画期間の排出係数〔燃料・熱・電気〕）

第2計画期間では、熱および燃料の排出係数と比較して、電気の排出係数は大幅に上昇する見込みである。したがって、基準年度と比べて第2計画期間における電気の使用比率が大きくなった場合は、事業所に不利な条件となる。そのため、事業所には不利にならない仕組みが導入されている。表4にその計算方法を示すとおり、第2計画期間での基準排出量は、2013年度（基準排出量を再計算する年度の前年度）の使用比率に基づく倍率を、第1計画期間で計算した基準排出量に乗じることで計算する仕組みが導入されている。

なお、再計算された基準排出量は、登録検証機関²¹による検証は不要とされており、事業者負担が軽減されている。

表4 第2計画期間において、電気、熱および燃料の使用比率が基準年度と大きく変わる場合の計算方法と例²²

<p>表3で計算した、基準排出量（第1計画期間）10,000tCO2、第2計画期間（12,000tCO2）の事業所にて、基準年度と比べて2013年度の電気の使用比率が上昇した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1計画期間の排出係数で計算した2013年度排出量9,000tCO2 第2計画期間の排出係数で計算した2013年度排出量11,300tCO2 ※11,300÷9,000=1.3 <p>第2計画期間の基準排出量は、13,000tCO2（=10,000tCO2×1.3）とする。</p>
--

²⁰ 当社作成。

²¹ 登録検証機関とは、環境確保条例で規定された検証業務を行うため、東京都に登録された機関を示す。

²² 当社作成。

2.4. 電気の CO2 排出係数の見直しについて

第1計画期間で設定された電気のCO₂の排出係数²³は、第2計画期間では見直し(変更)される。排出係数の設定の考え方は、各計画期間開始前の年度時点にて、公表されている東京都内に供給されている電気の排出係数の直近3か年平均を採用する。したがって、第1計画期間における排出係数は、第1計画期間開始前の年度(2009年度)時点で公表されている直近の3か年(2005-2007年度)平均である。第2計画期間における排出係数は、直近の3か年は2010-2012年度であるが、東日本大震災以降の原子力発電所停止に伴う影響を除外するために2010年度を除外し、2011年度と2012年度の2か年の平均としている(表5)。

表5 電気のCO₂排出係数²⁴

	第1計画期間(2010-2014年度)	第2計画期間(2015-2019年度)
排出係数の算出方法	2005-2007年度の排出係数の平均値	2011-2012年度の排出係数の平均値
排出係数	0.382kg-CO ₂ /kWh	(2014年度に公表予定)

第2計画期間の排出係数は、再計算による手間を省くために、第1計画期間と同値の採用が考えられる。この考えに対して東京都では、2010年度からの電気のCO₂排出係数が大きく変動している状況下で、事業者のCO₂削減の努力を実態と合うものにするため、直近の排出係数を用いて基準排出量の設定が必要であると説明している。例えば、近年の電気の排出係数が上昇している状況下で、電気のエネルギー削減を達成したときのCO₂排出量削減の成果を適切に評価できる。ただし、排出係数は毎年変えるのではなく、第2計画期間中では排出係数(基準排出量)を固定することで、同期間中の事業者の削減実績への取り組みが直接評価できる、と説明している²⁵。

なお、第1計画期間の電気の排出係数は0.382kg-CO₂/kWh(2005-2007年度平均)であるが、東京都内に供給する電気の排出係数の実績は、2011年度が0.460kg-CO₂/kWh、2012年度が0.518kg-CO₂/kWhとなっている²⁶ように、排出係数は大幅に上昇する見込みである。第2計画期間の電気の排出係数は2014年度に東京都から公表される。

2.5. 低炭素電力の取扱いについて

第2計画期間では、低炭素な電力の選択を促す仕組みが導入される。事業所は、CO₂排出係数の小さい低炭素な電力を選択することで、エネルギー使用量を削減せずに、CO₂排出量を削減することができる。一方で、CO₂排出係数の大きい、高炭素な電力を使用している場合は、エネルギー使用量が同じでも、CO₂排出量が増加する。

低炭素な電力の選択を主体とした削減義務を履行した場合、事業所における運用管理改善等の省エネ対策の実施を後退させる恐れがある。本制度では自らの事業所での省エネ対策の実施を基本姿勢としているので、低炭素な電力の活用は一定の利用上限が設けられている。

²³ 電気の排出係数とは、電気の供給量あたりどれだけのCO₂を排出しているかを示す数値。

²⁴ 当社作成。

²⁵ 東京都環境局. “第2計画期間の削減義務率等に関するパブリックコメントの概要” 東京都.

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/attachement/Attachment_1_20130408.pdf (アクセス日:2014-3-19)

²⁶ 東京都環境局. “平成25年度東京都エネルギー環境計画書等への公表について(2014年1月22日)” 東京都. http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/energy/supplier/attachement/publication_h25.pdf (アクセス日:2014-3-19)

おわりに

本制度における「第2計画期間」の開始まであと2年あまりとなった時期（2013年4月）に、第2計画期間の削減率等が東京都から公開された。これは、事業者における削減対策として設備更新等の長期的な取り組みへの準備を配慮したためである。

企業では、第1計画期間（2010-2014年度）において、事業所の設備更新等による削減対策コストと削減効果の算出、運用管理改善も含めた削減対策の優先付けが実行され、2010-2011年度の削減効果が本制度により確認された。その結果、第2計画期間の削減義務で、現在70%の事業所が達成すると見込まれている。残りの20%の事業所では、地球温暖化対策計画書に掲載している対策の実施に加えて、熱源・照明設備機器などの高効率設備への更新の実施や、低炭素電力等の選択で達成するとされている。さらに排出量取引を活用することで、残りの10%を含めた全ての事業所で削減が達成できるとしている。企業としては、第2計画期間の開始まであと1年あまりとなった現状では、削減義務を履行するための削減対策コストと削減効果の算出、削減対策の優先付け、クレジットの購入等の対策に対する意思決定が迫られている。

本制度は、排出量の上限（キャップ）を前提に導入されることから、一定の削減目標が達成できると考えられている。企業が自ら削減できる水準以上に排出量のキャップが設定された場合、クレジット価格が上昇し、自ら削減義務が達成できない企業にとっては負担感となる。このように、全体の企業が実現できる水準にキャップが設定されない場合には、排出量取引に焦点が当てられ、実際の運用面での企業の排出量削減の努力に焦点が当てられず、本来目指すべき温暖化防止の対策に資するものではないものとなる。東京都からは毎年の実績排出量が公表され、計画通りに制度が運用されていることが確認できる。今後、温暖化防止対策のひとつとしてキャップ・アンド・トレードの状況や第1計画期間および第2計画期間での排出量削減の動向に、企業は注視すべきである。また、東京都における本制度の取り組みが、他の自治体での温室効果ガス削減施策の構築に大いに参考となると考えられる。

参考文献

- 東京都環境局. “「総量削減義務と排出量取引制度」に関する第2計画期間の削減義務等の検討について” 東京都. http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/cap_and_trade/2nd_overview/implementation_study_2.html (アクセス日:2014-3-19)
- 東京都環境局. “新たな「東京と環境基本計画」の策定について” 東京都. <http://www.metro.tokyo.jp/INET/KEIKAKU/2008/03/70i3v200.htm> (アクセス日:2014-3-19)
- 東京都環境局. “「総量削減義務と排出量取引制度」に関する第2計画期間の削減義務率等について” 東京都. http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/cap_and_trade/2nd_overview.html (アクセス日:2014-3-19)
- 東京都環境局. “「総量削減義務と排出量取引制度の第2計画期間の削減義務率等」の決定について” 東京都. http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/cap_and_trade/2nd_overview/outline_2.html (アクセス日:2014-3-19)
- 東京都環境局. “「総量削減義務と排出量取引制度の第2計画期間の削減義務率等」に対する意見募集（パブリックコメント）について” 東京都. http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/cap_and_trade/2nd_overview/outline_2.html (アクセス日:2014-1-28)
- 東京都環境局. “平成25年度東京都エネルギー環境計画書等への公表について（2014年1月22日）” 東京都. http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/energy/supplier/attachement/publication_h25.pdf (アクセス日:2014-1-28)
- 橋本幸夫. 温室効果ガス排出規制および支援制度 企業を取り巻く環境規制について、NKSJ-RM レポート E-2、2011.5.10. SAFETY EYE NEO、特集：温室効果ガス排出規制と企業の取り組み、No.3、FEB.2012

執筆者紹介

宮木 聡 Satoshi Miyaki

CSR・環境本部 CSR 企画部

主任コンサルタント

博士(工学)、一級建築士、東京都/埼玉県排出量検証主任者、CASBEE 建築評価員

専門は、建築一般、グリーンビルディング、カーボンマネジメント

損保ジャパン日本興亜リスクマネジメントについて

損保ジャパン日本興亜リスクマネジメント株式会社は、株式会社損害保険ジャパンと日本興亜損害保険株式会社を中核会社とする NKSJ グループのリスクコンサルティング会社です。全社的リスクマネジメント(ERM)、事業継続(BCM・BCP)、火災・爆発事故、自然災害、CSR・環境、セキュリティ、製造物責任(PL)、労働災害、医療・介護安全および自動車事故防止などに関するコンサルティング・サービスを提供しています。

詳しくは、損保ジャパン日本興亜リスクマネジメントのウェブサイト(<http://www.sjnk-rm.co.jp/>)をご覧ください。

本レポートに関するお問い合わせ先

損保ジャパン日本興亜リスクマネジメント株式会社

CSR・環境本部 CSR 企画部

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 1-24-1 エステック情報ビル

TEL : 03-3349-6828(直通)